



## 《会計・税務の知識》 公益法人等に寄附した場合の譲渡所得の非課税

### はじめに

個人が、上場株式や不動産等の財産を法人に寄附した場合は、寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その財産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して譲渡所得税が課されます。

しかし、これらの財産を公益法人等に寄附した場合に、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、これを非課税とする制度が設けられています(租税特別措置法第40条)。

本稿では、その要件と手続き及び留意点についてご紹介いたします。

### 1. 承認要件

#### (1) 公益増進要件

寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。

#### 【具体的判断基準】

- ① 社会的存在として認識できる規模がある。
- ② 公益を必要とする全ての者に与えられる。
- ③ 運営が営利企業的に行われていない。
- ④ 法令や公益に反していない。

#### (2) 事業供用要件

寄附財産(代替資産を含む)が、その寄附日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること。

#### (3) 不当減少要件

寄附により、寄附した人の所得税の負担を不当に減少させ、又は寄附した人の親族その他これらの人と特別の関係がある人の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。

#### 【具体的判断基準】

- ① 運営組織が適正である。
- ② 関係者に特別の利益を与えない。
- ③ 残余財産が国等に帰属する定めがある。
- ④ 公益法人等が保有する株式が発行済株式総数の2分の1を超えない。

### 2. 手続き

国税庁長官の承認を受けようとする人は、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」及び

必要な添付資料を提出しなければなりません。

- (1) 承認申請書を提出する人  
寄附した人
- (2) 承認申請書の提出先  
寄附した人の所得税の納税地の所轄税務署長
- (3) 承認申請書の提出期限  
寄附の日から4ヶ月以内(その期間を経過する日前に寄附した日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで)

### 3. 留意点

国税庁長官の承認を受けた寄附であっても、その後承認要件に該当しなくなった場合は、国税庁長官は、その承認を取り消すことができます。

この場合において、寄附を受けた公益法人等が寄附財産を公益目的事業の用に直接供する前に承認が取り消された場合には、寄附した人に対して、また、寄附を受けた公益法人等が寄附財産を公益目的事業の用に直接供した後に承認が取り消された場合には、寄附を受けた公益法人等に対して、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

なお、寄附によりその寄附した人の親族その他これらの人と特別の関係にある人の相続税や贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、寄附を受けた公益法人等に対して相続税や贈与税が課されます。

### おわりに

上場オーナーが自己の持株を公益法人等に寄附する場合等において、仮に非課税承認が受けられないと多大な譲渡所得税の負担が想定されます。

一方、国税庁長官の承認までには、通常2~3年程度を要すると言われています。

このため、一般財団法人を設立して、公益認定を受ける手続きの当初から、所轄税務署との事前相談の活用を含めて、みなし譲渡非課税の要件を構築していくことが必要となります。

なお、平成29年度税制改正において、株式以外の資産で一定の要件を満たすものについて承認手続きが簡素化される見込みです。

(担当：竹内)